

個人情報保護規程

社会福祉法人 慈光会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会及びその設置運営・経営する施設・事業（以下法人施設、と言う）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人的利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(対象となる個人情報)

第3条 対象となる個人情報は、媒体（電子ファイル、紙媒体）、又は情報処理の形態を問わず、法人施設が取扱う個人情報全てとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、法人施設の職務で個人情報に接する全ての者（役員・職員、外部委託事業者、勉学研鑽のための実習生及びボランティア、以下「役職員等」という）に適用する。

(法人施設の責務)

第5条 前条の適用範囲について、この規定が遵守されるよう、役職員等の出向協定書、業務委託契約書、又は覚書等において、当該規定の適用を担保しなければならない。

(収集範囲の制限)

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第7条 思想、信教及び信条に関する個人情報、並びに社会的差別を生ずる可能性のある個人情報については収集してはならない。但し、法令又は条例（以下、「法令等」という）に定めがある場合、及び個人情報を取扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

(本人からの収集)

第8条 個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 本人の同意（本人の同意が困難と判断される場合は、保証人（身元引受人）又は保護者の同意）があるとき。
- ② 法令等に定めがあるとき。
- ③ 出版、報道等により公にされているとき。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ已むを得ないと認められるとき。
- ⑤ 所在不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- ⑥ 訴訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのでは、その目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から収集したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- ⑦ 未成年者であることにより保護者から情報を得るとき。

(個人情報の利用及び提供の原則)

第9条 個人情報の収集したときの目的の範囲を超えて、個人情報の利用及び提供を行ってはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 本人の同意（本人の同意が困難と判断される場合は、保証人（身元引受人）又は保護者の同意）に基づいて利用し、又は提供するとき。
- ② 法令等に基づいて利用し、定めがあるとき。
- ③ 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められる場合において利用、又は提供するとき。

(個人情報の正確性の確保)

第10条 個人情報の収集目的に応じ必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第11条 個人情報の漏洩、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(個人情報の消去または廃棄)

第12条 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第13条 情報処理を外部へ委託するときは、契約等により、十分な個人情報の保護水準を担保しなければならない。

(自己個人情報の開示)

第14条 法人施設の保有する個人情報について、当該個人情報の本人(本人の意思判断が困難と判断される場合は保証人(身元引受人)、又は保護者)から開示の申し出があったときは、本人であることを確認の上、これに応じなければならない。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 法令等の定めにより、本人に開示することができないと認められるとき。
- ② 開示をすることにより、第三者の利益を損なう恐れがあると認められるとき。
- ③ 試験、研修、監査、検査、入札、交渉、協議、訴訟等に関し、法人施設が独自に付与した個人情報であって、開示しないことが適当であると認められるとき。

(個人情報の利用又は提供の中止)

第15条 本人(本人の意思判断が困難と判断される場合は保証人(身元引受人)、又は保護者)から自己の情報を利用又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに応じなければならない。

(苦情及び相談)

第16条 個人情報に関して、本人からの苦情及び相談があったときは、適切に処理しなければならない。

(責任体制の確立)

第17条 個人情報の適正な取り扱いを行なう責任体制の確立に努めなければならない。

(罰則)

第18条 この規程に反した場合、就業規則、協定書、契約書又は覚書等に従って、処罰の対象となる場合がある。故意または、重大な過失により法人施設に損害を与えた場合は、法的措置が講じられる場合がある。

(附 則)

この規程は平成17年4月1日より施行する。